

事 務 連 絡
平成27年11月5日

各都道府県障害福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請が間に合わなかった場合の取扱いについて（情報提供）

本年10月から、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（社会保障・
税番号）を記した通知カードの送付が開始されています。

通知カードを入所等先で受け取るための居所情報の登録申請については、「長期入所者等
がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等につ
いて」（平成27年9月1日付け事務連絡）により情報提供したところですが、今般、総務省
から各都道府県に対し、「登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等
の取扱いについて（通知）」（平成27年10月5日総行住第155号総務省自治行政局住民制度
課長通知）が発出されました。

この通知において、居所情報の登録申請に関する期限（平成27年9月25日）を過ぎた後
であっても、住民票のある市区町村に居所情報を登録することにより、通知カードを居所宛
てに再送すること等の整理がなされています。

本件について、当部障害福祉課から別紙の関係団体宛てに別添1の通知、当部精神・障害
保健課から公益社団法人日本精神科病院協会宛てに別添2の通知を送付しておりますので、
内容について御了知いただくとともに、管内の市町村、関係団体、障害者施設等への周知方
お願いいたします。